

平成２８年度 第１６回庁議要旨

日時：平成２８年１１月２１日（月）

午前８時３０分～午前１０時３０分

会場：庁議室

[審議事項]

１ 石巻市復興応援隊の設置について（復興政策部）

東日本大震災による地震や津波等による甚大な被害により、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念されることから、地域に根差したコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠であることから、平成２４年度に国において復興支援員制度が創設された。

復興支援員制度は、本来であれば市町村が設置要綱等を策定し事業の実施を行うものであったが、宮城県が被災自治体の現状を考慮し実施主体となり、住民主体の地域活動を促進するため、復興応援隊設置要綱を策定し、平成２４～２８年度までは市町村を代替し地域の活動支援を実施してきた。

震災から一日も早い復興を果たすためには、地域に根差したコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、そのためには、住民主体の地域活動の促進とコミュニティ再構築に向けた人材面の支援が不可欠であるため、地域の活動支援に従事させる必要があることから、平成 ２９年度から本市が実施主体となり復興応援隊を設置する。

(1) 主な内容

【地設置事業内容】

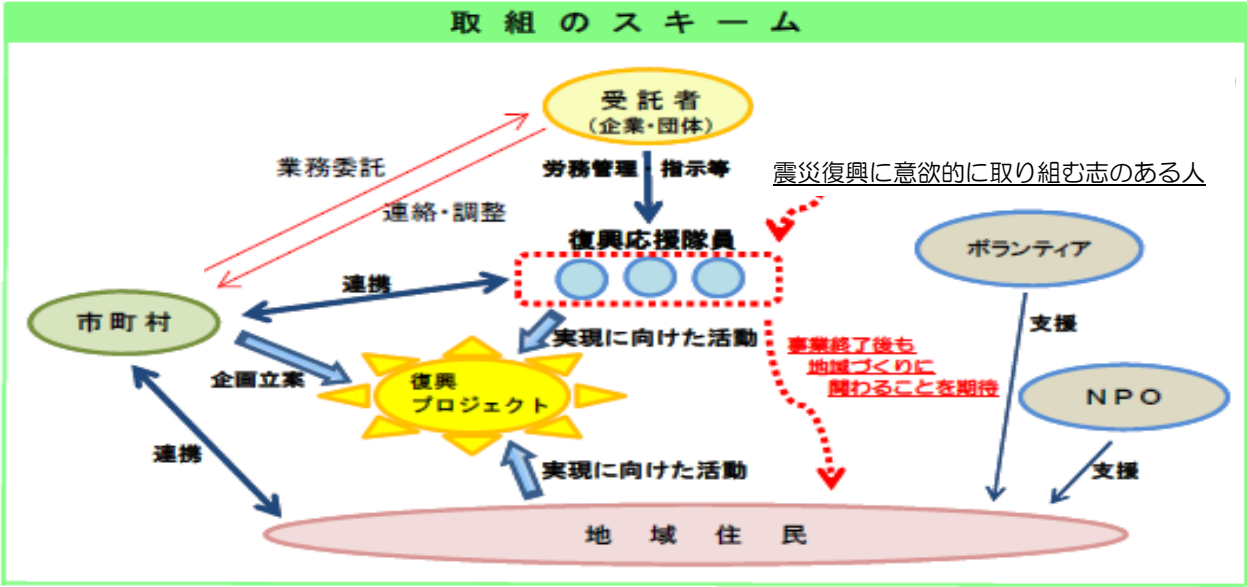
- ・復興応援隊員の雇用の受け皿となる企業・団体と業務委託契約を締結
- ・受託者は、本市に隊員を派遣（本市か隣接市町への居住が必須）
- ・隊員は、本市の支援のもと、復興に伴う地域協力活動に従事する。

【活動支援内容】

地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面の支援と、次の活動支援を行う。

- ①住民主体のまちづくり
- ②産業振興
- ③伝統文化行事の再開
- ④子どもの活動支援
- ⑤地域での支え合い体制づくり
- ⑥その他地域の復興に資するための必要な活動

※平成２９年度事業については、原則として平成２８年度に県において実施した事業の継続とする。



- (2) 今後の予定
- 平成29年1月 「石巻市復興応援隊員設置要綱」の制定及び告示
- 平成29年4月1日 施行

2 町の区域を新たに画することについて（復興事業部）

被災者の速やかな生活基盤を形成するため、市内半島部45地区において防災集団移転促進事業に着手し事業を推進している。半島部最大の移転団地である河北団地地区は、河北、雄勝及び北上の3つの総合支所地域の約400世帯の被災住民の移転先として整備しており、復興まちづくりの観点から、移転住民より新たな町名の設定が望まれている。

河北団地地区は、3地域からの移転者による大規模な団地であることから、良好な宅地環境を提供するとともに、町の区域を新たに画し、町名を決定することにより、一体感の醸成と地区に居住する方々の新たなコミュニティの創出に寄与するものである。

(1) 主な内容

防災集団移転促進事業によって造成している河北団地地区の事業区域内において、団地内の小船越字二子南下と同字二子畑の2つの字を幹線道路で整然と区割りし、以下のとおり、新たな町の区域を画するものである。

変更調書

新たに画する町名	左の区域に包含される区域	
	字名	地番
二子一丁目	小船越字二子畑	1番1
	小船越字二子南下	1番2
二子二丁目	小船越字二子南下	1番1
二子三丁目	小船越字二子畑	1番2
	小船越字二子南下	1番3

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に議案提案予定（平成29年2月施行予定）

3 第2次石巻市健康増進計画（素案）について（健康部）

「石巻市健康増進計画」は、平成19年度から平成28年度までの第1次計画として策定し、平成25年度には、震災の影響を考慮した計画の見直しを図り、平成26年度から平成28年度までの復興期を支える健康づくりの改訂版として推進してきた。

第1次計画の最終評価の結果、ストレス、食生活、運動の習慣化などの生活習慣の改善が十分とは言えず、受動喫煙や子どもの肥満など新たな課題も見られ、これらの健康問題に重点的に取り組む必要がある。

震災の影響等で改善が進まなかった健康課題に取り組むため、第1次計画の基本理念である「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり」を継承し、健康増進と健康寿命の延伸を目指した平成29年度から平成38年度までの10年間の第2次石巻市健康増進計画を策定するもの。

(1) 主な内容

生活習慣病予防を重点的に胎児期から18歳までの次世代から高齢者までの生涯を通じた健康づくりを行政や関係機関、地域全体で協働し一体的な推進を図り、健康増進と健康寿命の延伸を目指す。

① 基本理念

一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり

② 基本方針

ア「健康寿命」を延ばすために、生活習慣予防に取り組もう

イ 自分にあったところと体の健康づくりに取り組もう

ウ 生涯を通じた健康づくりに取り組もう

エ 地域や仲間であつながり・支えあい健康づくりに取り組もう

③ 分野別・重点項目の取組み事項

ア「がん・生活習慣病の予防」の重点項目

(ア)がん (イ)高血圧・糖尿病 (ウ)COPD（慢性閉塞性肺疾患）

イ「生活習慣・社会環境の改善」の重点項目

(ア)栄養・食生活 (イ)身体活動・運動 (ウ)こころの健康 (エ)飲酒 (オ)喫煙

(カ)歯・口腔の健康

ウ「次世代の健康」

胎児期（妊娠中）から18歳までの次世代を対象とした、地域での健康づくり

エ「高齢者の健康」

65歳以上の高齢者の健康づくり

④ 進捗管理等

石巻市健康増進計画推進委員会、石巻市健康増進計画推進委員会検討部会でその内容の検討並びに評価を行い、計画の適切な進捗管理に努める。平成33年度に中間評価と見直しを実施する予定。

(2) 今後の予定

平成28年12月 パブリックコメント実施
～平成29年1月
平成29年 2月 健康増進計画推進委員会
 3月 第2次石巻市健康増進計画策定

4 地域生活支援事業への必須事業の追加について（福祉部）

障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業のうち、実施が義務付けられている「必須事業」として平成25年度に「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」が加えられた。本市においては、平成29年度からの第3次石巻市障害者計画に位置づけることとしている。

「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の実施により、障害への理解を深め、共に支えあい、障害者等の権利を擁護し、安心して日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会をつくることを目的とする。

(1) 主な内容

平成29年度から第3次障害者計画に位置づけ、地域生活支援事業として新たに次の3事業を実施する。

① 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現のため、地域住民に対して行う、障害者等の日常生活及び社会生活への理解を深めるための研修・啓発事業

ア 教室等開催事業 イ 広報活動事業 ウ その他啓発事業

② 自発的活動支援事業

共生社会の実現のため、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援する事業で、手話奉仕員養成講座修了者をはじめ、多くの市民に対し、広く障害者との交流やスポーツ大会等におけるボランティア活動への参加を呼びかけるほか、現行の社会参加促進事業補助金の対象事業の一部を本事業に移し替え、新たに自発的活動費補助とするなど、人的にも財政的にも自発的活動を支援するもの。

ア ボランティア活動支援 イ 自発的活動支援補助 ウ その他自発的活動支援

③ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等を適正に行うことができる法人を確保するため、法人後見実施研修等を通して、法人後見活動を支援し、障害者の権利擁護を図る事業

ア 法人後見研修 イ その他法人後見推進事業

(2) 今後の予定

平成29年3月 石巻市障害者等理解促進研修・啓発事業実施要綱、石巻市自発的活動支援事業実施要綱、石巻市成年後見制度法人後見支援事業実施要綱制定
(平成29年4月1日施行予定)

5 地域生活支援事業の適正化等について（福祉部）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による障害福祉サービス（以下「法定サービス」という。）と市町村事業である地域生活支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）が提供されている。

地域生活支援事業が始まってから10年を経過し、国県からの事業費補助金の見直し、一般財源化（交付税措置への移行）など、地域生活支援事業を取り巻く財政的環境は厳しくなる中、サービス提供事業所は年々増加する一方である。

このため、事業の見直し、地域生活支援サービス提供に伴う給付費の適正化、サービス提供事業所の指定基準の見直しによるサービスの質の確保等が必要となっている。

事業所指定基準の適正化等によるサービスの質の向上、利用時間の細分化による報酬単価の適正化、事業の廃止等により歳出削減を図るとともに、事業対象障害者の一部見直し、自発的活動支援補助の実施に伴う社会参加促進補助事業の再編整理、地域生活支援事業の見直し及び適正化を図る。

(1) 主な内容

① 地域生活支援サービス提供事業者の指定要件の追加、指定有効年限の設定等

ア 平成29年1月から新規事業所指定にあたり、地域活動支援センター及び日中一時サービスについて、法定サービスも提供できる体制づくりを要件とする。

イ 法定サービスと同様に事業所指定の有効年限を原則6年とし、既存の指定事業所も、次期更新時期からアの要件を加える。

ただし、施行日現在、事業所指定から6年を経過し、若しくは平成30年12月末日までに6年を経過する事業所については、更新手続期限等の猶予を特例として設定

ウ 地域生活支援サービス提供においても、事業所に個別支援計画作成に努める旨を規定

② 地域活動支援センター事業における努力義務規定とサービス提供単価の適正化

ア 利用者の状況に応じ、可能な限り一般就労や福祉的就労への移行に努めるものとする旨を明記

イ サービス提供単価の適正化（平成29年10月から利用時間細分化による報酬単価適用等）

③ 日中一時支援事業における努力義務規定とサービス提供単価の適正化

ア 利用者の状況に応じ、より適切なサービスの提供に努めるものとする旨を明記

イ サービス提供単価の適正化（平成29年10月から利用時間細分化による報酬単価適用等）

④ 社会参加促進補助金対象事業の適正化等

ア 障害者社会参加促進事業の対象事業のうち自発的活動に該当する事業を自発的活動費支援補助に移し替え、再編整理する。

イ 参加障害者数が60人以上の事業について、現行5万円の補助上限額を改める。

⑤ 自動車改造等助成事業の見直し・適正化

ア 運転免許取得費助成に対し、対象者の所得要件を新たに設定する。（特別障害者手当と同じ要件）

イ 障害により、自動車改造をしないと安全な運転ができないために当該改造を行う場合に限り、障害の等級にかかわらず自動車改造費助成の対象とする。

⑥ 更生訓練費支給事業の廃止

通所での自立訓練等に従事した障害者に更生訓練費を支給し、その社会復帰を支援する事業であるが、平成２５年度以降、対象となる通所での支給実績がないため、事業を廃止する。

(2) 今後の予定

平成２８年１２月 石巻市障害者地域生活支援事業のサービス提供事業者の指定に関する基準改正（平成２９年１月１日施行予定）

石巻市障害者自動車改造等助成事業実施要綱改正
（平成２９年１月１日施行予定）

石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱及び石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱改正
（平成２９年４月１日一部施行、平成２９年１０月１日全部施行予定）

平成２９年 １月 事業所向け説明会の開催

３月 石巻市障害者社会参加促進事業補助金交付要綱改正
（平成２９年４月１日施行予定）

石巻市更生訓練費支給要綱廃止（平成２９年４月１日廃止予定）

6 石巻市かもめ学園利用料の見直しについて（福祉部）

心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、児童の療育に資するとともに、児童の健全な育成等に資することを目的として、石巻市かもめ学園を設置し、指定管理制度により運営している。また、平成２０年１０月にかもめ学園の児童デイサービスは、早期発見、早期支援や児童の健全育成等、子育てしやすいまちづくりを具現化する事業であることから無料とし、当分の間、これを徴収しないこととした。

しかし、平成２４年に、障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービスが、児童福祉法の規定による児童発達支援と放課後等デイサービスに再編されたことにより、徐々に民間事業所が立ち上がり、かもめ学園とほかの事業所の利用料について不公平が生じている。

石巻市かもめ学園が実施している事業のうち、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用料について、他の事業所を利用している場合の利用料との不公平を是正するため取扱いを見直すもの。

(1) 主な内容

石巻市かもめ学園における児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に伴う負担を「当分の間、これを徴収しない」としている規定を見直し、指定管理者が法定の利用者負担（下表参照）を徴収し、他の事業所を利用している世帯との負担の不公平を是正するもの。

所得区分	左の内容	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１	非課税世帯で障害児の保護者の収入が年間８０万円以下の方	０円
低所得２	上記以外の非課税世帯	０円
一般１	住民税所得割額２８万円未満の課税世帯	４,６００円
一般２	上記以外の課税世帯	３７,２００円

※現在の利用者１９名は全員、一般１に該当している

(2) 今後の予定

平成29年1月 保護者説明会開催

3月 石巻市かもめ学園条例施行規則の改正

(施行予定年月日：平成29年4月1日)

7 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設の指定管理者の指定について（産業部）

「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」については、魚町水産加工団地内の事業場等から排出される汚水を当該施設において受け入れ、一括して終末処理し、排水可能な水質にして旧北上川へ放流していたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、石巻市が一括して復旧整備中である。

水産加工共同排水処理施設の指定管理者の能力やノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な運営を図り、運営経費の縮減を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名称 : 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設

所在地 : 石巻市魚町一丁目1番地2

施設規模 : 26,076.30㎡

施設機能 : 共通施設（施設管理棟、資機材保管庫）、水処理施設、汚泥処理施設、排水施設

② 指定する法人または団体

選定候補者 公益社団法人 石巻市水産加工排水処理公社

代表者 公益社団法人 石巻市水産加工排水処理公社 理事長 伊妻 壮悦
石巻市魚町一丁目1番地2

選定方法 非公募

選定理由 ア 魚町水産加工団地内の排水を一括して終末処理を行うための終末処理施設を運営することを目的として設立された団体である。

イ 水産加工団地内事業者の実情を把握している団体である。

ウ 共同排水処理施設であることを認識しており、昭和50年代から排水処理施設の運営を行っていることから、施設の必要性及び業務内容のノウハウを十分に理解している団体である。

エ 安定した組織であり、指定管理者として長期的な対応が可能な団体である。

③ 指定管理の期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで（4年間）

④ その他

ア 開所日等 加工団地内の企業が休業であっても当該施設内の設備にて生活雑排水等の汚水の受け入れを常時行っていることから、開所日等は定めないこととする。

イ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。

（汚泥処理施設での余剰汚泥の肥料化事業 等）

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案

平成29年 3月 指定管理者との基本協定締結

平成29年 4月 指定管理者との年度協定締結、指定管理開始

8 石巻市水産総合振興センターの指定管理者の指定について（産業部）

「石巻市水産総合振興センター」は、東日本大震災で被災した旧水産物地方卸売市場管理棟（直営管理施設）及び水産物流通加工総合管理センター（指定管理施設）の機能を有した複合施設として、本年9月に竣工した。現在、来年1月開館を目指して準備中であり、平成28年度内は直営で施設の管理運営を行うこととしている。

震災前、被災した水産物流通加工総合管理センターの指定管理者として施設の管理運営を行っていた「石巻魚市場買受人協同組合」を、非公募で候補者として決定し、平成29年度からの指定管理者として指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名称 : 石巻市水産総合振興センター

所在地 : 石巻市魚町二丁目12番地3

施設機能: 延べ床面積 2849.60㎡

入浴施設、休憩室、食堂・売店、会議室、備蓄倉庫、貸事務室、管理室等

業務内容: 施設の使用許可及び維持管理に関すること、貸館業務、目的を達成するために必要な事業（自主事業等）

② 指定する法人または団体

選定候補者 石巻魚市場買受人協同組合

代表者 石巻魚市場買受人協同組合 理事長 布施 三郎

宮城県石巻市魚町2丁目14

選定方法 非公募

選定理由 ア 石巻魚市場の登録買受事業者で組織する公共的団体であり、水産加工業を含む水産関係の専門的知識を有し、石巻魚市場との連携が可能である。
イ 昭和58年より設置されていた水産物流通加工総合管理センターの開設当初から管理運営を行っていた団体で、平成18年度から震災前までの間、同施設の指定管理者として良好に管理運営を行っており、水産関連事業者のニーズに合ったサービスの充実やノウハウの活用が期待できる。

③ 指定の期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日（4年間）

④ その他

ア 開館時間 午前8時から午後5時まで

イ 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを休館日とする。（石巻市魚市場の休業日や施設管理上必要な日を臨時休館日とする。）

ウ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。

ただし、事前に市と協議すること（石巻市の水産加工品の展示会、お魚調理教室などの魚食普及事業等）。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案

平成29年 3月 指定管理者との基本協定締結

4月 指定管理者との年度協定締結、指定管理開始

9 石巻市河南室内プールに係る指定管理者の指定について（総務部）

石巻市河南室内プールは平成17年3月1日から指定管理者制度を導入し、震災で被災した施設の修繕を終えた平成24年度から再開し、管理運営を行ってきたが、平成29年3月31日で指定管理期間が終了する。引き続き、指定管理により管理運営するため石巻市河南室内プール指定管理者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式にて指定管理者の募集を行った。

提案書の審査が完了し、管理者を選定したため、平成29年4月1日からの指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

1 施設概要

名称 : 石巻市河南室内プール

所在地 : 石巻市北村字前山15番地1

施設規模 : 面積970㎡

施設機能 : 温水プール（25mプール6コース、子供・幼児プール、ジャグジー）

その他（事務室、更衣室、機械室ほか）

2 指定する法人または団体

選定候補者 石巻市体育協会・ミズノグループ

代表者 特定非営利活動法人石巻市体育協会 会長 伊藤 和男

石巻市泉町三丁目1番63号

選定方法 公募型プロポーザル方式

3 指定管理の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

4 運営形態

開館時間 午前10時から午後9時まで

休館日 月曜日。ただし、国民の休日に関する法律（昭和53年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、また、12月28日から翌年の1月4日までとする。

(2) 今後の予定

平成28年12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定について提案

平成29年 3月 指定管理者に係る基本協定の締結

平成29年 4月 指定管理者に係る年度協定の締結

[その他]

1 石巻市老人福祉センター寿楽荘の移転及び落成式について（福祉部）

石巻市老人福祉センター寿楽荘落成式についてのお知らせ

2 Reborn-Art Festival 2017の開催に係る協力体制について

Reborn-Art Festival 2017を開催するにあたり、全庁的に協力を依頼。

以 上